



資 料

# 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針



平成 26 年 4 月

岩 手 県

(平成 29 年 9 月改定)

# 目 次

はじめに	1
第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1～3
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	2
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
第 2 県等が実施する施策に関する事項	3～7
1 いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
2 県教育委員会の附属機関の設置	3
3 県等が実施する施策	4
第 3 学校が実施すべき施策に関する事項	7～13
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校いじめ対策組織の設置	9
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	11
第 4 重大事態への対処	13～16
1 学校の設置者又は学校による調査	13
2 調査結果の提供及び報告	15
3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	16
第 5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16～17
1 基本方針の見直しの検討	16
2 市町村・市町村教育委員会との連携	16

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と児童生徒、児童生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということ为学校経営の基軸に据え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

各学校及び家庭が、いじめの問題を切り口として、命の尊さや人と人の関わりについて、子供たちに真剣に考えさせていくことは、本県教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

県及び県教育委員会は、全ての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を目指し、本県におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国のいじめ防止基本方針を参考に、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針（以下「県基本方針」という。）」を策定する。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、県民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな

兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

### **(3) いじめへの対処**

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

また、いじめの問題には様々な態様があることを考慮し、教育相談や生徒指導により解決すべき問題か、警察等関係機関と連携すべき問題か、法で規定する重大事態であるのかを的確に判断して対処することが求められる。

### **(4) 家庭、地域、関係機関等との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

## **第2 県等が実施する施策に関する事項**

### **1 いじめ問題対策連絡協議会の設置（平成27年岩手県条例第71号）**

法第14条第1項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策連絡協議会を置く。その構成員は、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局、岩手県警察、この他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

### **2 県教育委員会の附属機関の設置（平成27年岩手県条例第72号）**

法第14条第3項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、委員10人をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから県教育委員会が任命する。

委員会の所掌事項は、以下のとおりである。

- ・法第 12 条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- ・法第 24 条の規定による調査を行うこと。
- ・法第 28 条第 1 項の規定による調査を行うこと。

### 3 県等が実施する施策

#### (1) 県が実施する施策

- ア いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- イ 「24 時間子供 SOS ダイアル」や総合教育センターにおける教育相談等、多様な相談窓口を確保し、県が設置した窓口を児童生徒・保護者等に周知徹底する。
- ウ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- エ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。
- オ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。
- カ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。
- キ 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれることを防止するため、総合教育センターによる情報モラルに関わる講習会等の実施体制を整備する。
- ク いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況について、調査研究結果等を活用したいじめ防止等の対策を講ずる。
- ケ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を実施する。
- コ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うこ

とができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

#### サ 重大事態への対処

##### (ア) 県立学校：

- a 知事は、法第 28 条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、県教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- b 知事及び県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

##### (イ) 私立学校：

- a 私立学校を所轄する知事は、重大事態発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行う。
- b 知事は、調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第 6 条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずる。

シ 私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等や法第 22 条の「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）の設置・運営状況等を把握し、必要に応じて助言を行うとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。

## (2) 学校の設置者が実施する施策

以下の事項それぞれの性質に応じ、学校の設置者として自ら実施、又は、設置する学校において適切に実施する。

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる。

イ 当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

ウ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調査及び個人面談の取組状況を把握し、学校におけるいじめの防止等のための取組の充実を促す。

エ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制を整備する。

オ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。

カ 各学校の学校いじめ対策組織の役割が果たされているか確認し、必要な指導・助言を行う。

キ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する必要な啓発活動を実施する。

ク いじめに対する措置

設置する学校から、法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

ケ 重大事態への対処（学校の設置者又は学校）

(ア) 学校の設置者又は学校は、法第 28 条に定める「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(イ) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任がある。

(ウ) 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を実施する。

コ 学校評価の留意点、教員評価の留意点

(ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な対応等を評価するよう、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

#### サ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

(ウ) 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

### 第3 学校が実施すべき施策に関する事項

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。その際、国の基本方針、県基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、当該児童生徒への指導につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

#### 【基本方針の中核的な内容】

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するための具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に、学校いじめ対策組織による未然防止、早期発見、事案対処の取組及び校内研修の企画・実施等、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

#### 【学校評価】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

#### 【関係者との連携と情報提供】

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、学校の取組を円滑に進めていく上でも、保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ねながら具体的ないじめの防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児

児童生の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 学校いじめ対策組織の設置

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策組織を置く（法第22条）。

当該組織の構成員は、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等とし、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。また、より実効的にいじめの問題を解決するため、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を得るものとする。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方

針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

**【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】**

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

**【学校いじめ対策組織の周知】**

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

**【情報共有と早期対応】**

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### (1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

その際の指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

特にも、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害児童生徒を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、校長、副校長、生徒指導主事、学級担任等の役割を明確にししながら、日常的な児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は、職員室内での情報交換を密にするとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

### (3) いじめに対する措置

#### 【いじめに係る情報を報告・共有する義務】

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### 【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被

害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 第4 重大事態への対処

### 1 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、県基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

いじめが重大事態であると認められる場合、学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (1) 重大事態の意味について

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえることとするが、

児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## **(2) 重大事態の報告**

学校は、重大事態が発生した場合、県立学校は設置者である県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は当該学校を所轄する知事へ、事態発生について報告する。

## **(3) 調査の趣旨及び調査主体について**

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

## **(4) 調査を行うための組織について**

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査を実施する。

## **(5) 事実関係を明確にするための調査の実施**

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

## **(6) その他留意事項**

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。

児童生徒の自殺といじめの因果関係が認められなかった場合も、尊い命が失われたという事態を踏まえ、学校は、自校の教育活動の中に命の大切さについて考える場を多く設定するなど、同様の事態が二度と起こらないような取組を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

## **2 調査結果の提供及び報告**

### **(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任**

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

### **(2) 調査結果の報告**

調査結果については、県立学校、私立学校のいずれにおいても、知事に報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

### 3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

#### (1) 再調査

上記2の(2)の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識又は経験を有する者のうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）が調査に参加するなど、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

#### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。私立学校についても、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

本県においても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

### 2 市町村・市町村教育委員会との連携

#### (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置に向けた支援

市町村は、県と同様、「地方いじめ防止基本方針」を策定するよう努めることとされているが、その策定に当たっては、県は、必要な助言や情報提供等、市町村に対して積極的に支援するものとする。

また、市町村における「いじめ問題対策連絡協議会」について設置を検討する市町

村に対して、県は、関係機関の窓口を明示するなど、設置に向けて適切な支援を行う。

## **(2) いじめ問題解決支援チームの派遣**

県教育委員会は、市町村が設置する学校で発生した重大事態等で、当該学校及び当該市町村の教育委員会だけでは解決が困難な事案に対応するため、市町村等の要請を受けて、支援チームを派遣することができる。

## 《 いじめ防止のための保護者便り 》

### いじめに対する本校の考え

絶対に許されない行為が「いじめ」です。これは人間関係の練習ではありません。したがって、その場ですぐに止めます。  
本校のいじめ基本方針のもと対応します。もし、「いじめ」が犯罪と呼ばれるレベルの場合は、関係機関と連携をとります。  
学校のこの取組に、ご協力願います。

### 子どもの小さなサイン

#### いじめられている子どもの変化

- 朝なかなか起きてこない。登校を渋る。部屋から出てこない。
- 朝早く目覚めるようだ、子どもから不眠の訴えがある。
- 元気がない、食欲がない、よくため息をつく。
- 口数が少なくなる、学校や友だちの話を避けるようになる。
- 家族との対話を避けるようになる。
- 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。
- ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。
- 学習意欲が低下し、宿題をしなかったり成績が下がったりする。
- 「クラスを替わりたい」「転校したい」「部活動を辞めたい」などこぼす
- イライラしたり、おどおどしたり、落ち着きがない。
- 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
- 友だち関係が変化した。誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。
- 友だちからの電話に丁寧な口調で応答する。
- 友だちのことを聴くと怒りっぽくなる。
- 服の汚れや破れが見られたり、よく怪我をしたりしている。
- 持ち物に落書きがあったり、壊れたりしている。
- 給食着を複数持って帰ってくる。
- 体操着に靴の足跡がついている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 家からお金を持ち出したり必要以上のお金をほしがったりする。
- 金遣いが荒くなったり、金品を持ち出したりする。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない。
- 受信した電子メールをこそこそ見ている。
- 電話やメールの着信音におびえる様子が見られる。
- 夏なのに、長そでを着ている、水泳の授業を休む、常にリストバンドをしている。

調査によると、いわゆる「いじめっ子」や「いじめられっ子」は存在せず、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが示されています。「いじめはどの子どもにも起こりうる」という意識で、子どもの小さな変化に気づきましたら、学校に連絡をください。

いじめる側になっていると、次のようなサインがでることがあります。

#### いじている子どもの変化

- 暴力的な言動や友だちを中傷する言動が目立つ。
- お金の使い方が派手になる。
- 時間にルーズになる。
- 普段持っていない物、与えたお金以上の物、買った覚えのない物をもっている。

### 注意が必要な時期、タイミング

- ① クラス替えなど環境が変化したとき
- ② 子どもが打ち明けたとき（逆に、報復を恐れ、恐怖心をいだく）
- ③ 行事や長期休業前後（いじめられていると、「いじめがひどくなる」と考える）

子どもが  
話しやすくなるには



よく、親に心配かけたくないって言う子どもがいます。また、現在、親がどれだけ大変かを話すと、子どもは「こんなに大変な状況の親に、これ以上心配かけられない」と相談しにくくなることもあります。

言葉と気持ち（武田，2007）

言ってはいけない言葉

責める言葉 「あなたも悪いところがあるんじゃないの」「やめてって言ったの？」

取り合わない言葉 「気のせいじゃないの」「思い過ごしじゃないの」

できないことを要求する言葉 「強くなれ」「やられたらやり返せ」

疑う言葉 「本当なの？」「信じられない」

誰も自分の気持ちを分かってくれない

相談してもむだ

弱い自分がいけないの？

いじめられる責任があるの？

言ってほしい言葉

寄り添う言葉 「辛かったね」

謝罪の言葉 「気づいてあげられなくてごめんね」

感謝の言葉 「勇気を出してよく話してくれたね。ありがとう。」

つながる言葉 「一緒にがんばろう」

努力を認め、ねぎらう言葉 「もう、そんなにがんばらなくてもいいんだよ」

私の気持ちを分かってくれる

ありのままの自分でいいんだ



私の力になってくれる

### (3) 関係機関の相談窓口

さまざまな関係機関が相談窓口を開設しています。

 <p>法務局</p>	<p>法務局では、人権（いじめも含まれます）に関する問題を解決に導く取組を行っています。下記の「みんなの人権 110 番」では、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じています。また、インターネットでも相談を受け付けています。</p>
	<p>『みんなの人権 110 番』 <span style="float: right;">☎ 0570-003-110</span></p>
	<p>『法務省インターネット人権相談受付窓口』</p>
	<p><a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</a> 法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。</p>
 <p>児童 相談所</p>	<p>18歳未満の子どもに関する様々な問題について、保護者等からの相談に応じています。</p>
	<p>子ども・家庭テレフォン（岩手県福祉総合相談センター）</p>
	<p>● 月～土・日 9:00～22:00, 祝日 9:00～17:45 <span style="float: right;">☎ 019-652-4152</span></p>
 <p>法務少年支 援センター</p>	<p>地域社会の青少年の健全育成のため、少年本人の他、保護者、教員の相談に応じています。</p>
	<p>一般相談（法務少年支援センター）</p>
	<p>● 平日 9:00～17:00 <span style="float: right;">☎ 019-647-2205</span></p>
 <p>法テラス 岩手</p>	<p>困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を案内してくれます。</p>
	<p>● 平日 9:00～17:00 <span style="float: right;">☎ 050-3383-5546</span></p>
 <p>岩手県 弁護士会</p>	<p>法律相談センターが「子どもの無料法律相談」として、県内の児童生徒を対象に相談を受け付けています。受付後に担当の弁護士から電話があります。</p>
	<p>● 平日 9:00～17:00 <span style="float: right;">☎ 019-623-5005</span></p>



『24時間子供SOSダイヤル』（岩手県教育委員会）

● 24時間, 365日 通話料無料

☎ 0120-0-78310

『ふれあい相談電話』（総合教育センター）

● 平日9:00~17:00

☎ 0198-27-2331

『子どもの人権110番』（盛岡法務局）

● 平日8:30~17:15

☎ 0120-007-110

『ヤングテレホンコーナー』（岩手県警察本部少年サポートセンター）

● 平日9:00~17:45

☎ 019-651-7867

『チャイルドライン』（NPO法人チャイルドライン支援センター）

● 月~土16:00~21:00

☎ 0120-99-7777

いじめを見つける観点【学校場面ごとの観点】

		●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
1	登校・朝の学級活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路のガードレールや壁などに特定の子どもの名字が書いてある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の子どもの鞆を持っている。</li> <li>宿題を見せている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の子どもがあいさつしても、周囲が反応をしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友だちからのあいさつや声かけをしない。</li> <li>特定の子どもを追い抜くとき、少し離れて歩いたり、早足になったりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由がはっきりしない早い登校が目立つ。</li> <li>始業時刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。</li> <li>友だちと登校していても自分からは話さない。</li> <li>登校後、特別教室や非常口など目立たないところにいることが多い。</li> <li>欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。</li> </ul>
2	授業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>その子どもを誉めると嘲笑が起こる。</li> <li>クスクスと笑い声が聞こえる。</li> <li>特定の子どもが発言すると、ふざけた反応や冷やかし声がかかる。</li> <li>授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返起こる。</li> <li>正しい答えをすると、冷やかしやどよめきがあったりする。</li> <li>特定の子どもが発言するとまねをする。</li> <li>特定の子どもが発言すると、シーとやる。</li> <li>教師が板書するとざわつく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の子どもが、授業と全く関係のないことを発言している。</li> <li>決められた座席と違う場所に座っている。</li> <li>他の子どもから、発言を強要される。</li> <li>他の子どもから、突然個人名が出される。</li> <li>係決めの時に、仕事の多い役職に指名される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の子どもが発表するとしらける。</li> <li>特定の子どもが発表すると無視がある。</li> <li>手紙を回している。</li> <li>特定の子どもが発言すると、誰も反応しない。</li> <li>よい発言や行動をしたのに周囲は賞賛や評価をしない。</li> <li>グループ活動が成立しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣が机を2〜3cm離している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習態度に変化がある。</li> <li>授業中、集中していない。</li> <li>作業が継続しない。</li> <li>視線が不自然に、合ったり、そらしたりする。</li> <li>課題を出さないようになる。</li> <li>一人で遅れて教室に入ってくることが多い。</li> <li>保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴るまで教室に戻ろうとしない。</li> <li>教員が教室に入室後に、遅れて入室する。（教師がいるときに入室する）</li> </ul>
	物がなくなる	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業開始時、机の上や机の周りに学用品などが散らかっている。</li> <li>授業開始前に学用品、教科書、体育着などの紛失がある。</li> <li>授業道具などの忘れ物が多くなる。</li> <li>配布したプリントをしばしばなくしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業で使用する物を必要以上に持ってきて貸している。</li> <li>授業で使用する物を自分は使わず貸している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>授業開始時、机の上や机の周りに学用品などが散乱している。</li> <li>授業道具などの忘れ物が多くなった。</li> <li>配布したプリントをしばしばなくしている。</li> </ul>
	体育の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>激しいプレーによる特定の子どもへの接触行為が目立つ。</li> <li>球技の際に、特定の子どもが失敗すると笑う。</li> <li>パスが集中する。</li> <li>着替えの紛失がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の子どもが片づけをしている。</li> <li>重い物、たくさんの物の準備、片付けを一人でしている。</li> <li>自分の体操着を同じくクラスの忘れた子どもに貸している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の子どもにパスを回さない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>体操服でなく、参加している。</li> <li>更衣室でなく、どこかで着替えている。</li> </ul>

	●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
3 給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ物にいたずらする、多く盛りつける。</li> <li>・弁当の中身をいたずらする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もだけが片付けをしている</li> <li>・仲間の嫌がる作業を一人でしている。</li> <li>・自分の座席を他の子どもに譲っている。</li> <li>・特定の子もがいつも飲食物を買いにいつている。</li> <li>・早食い競争をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もに食べ物を盛りつけない。</li> <li>・特定の子もに配られないことが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もがさわった食器をさわりがたがらない。</li> <li>・特定の子もそのそばに並ばない。</li> <li>・グループの子もが机を2～3cm離して座っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食、弁当を一人で食べていることが多い。</li> <li>・トイレや非常階段などで一人きりで食べている。</li> <li>・無言で食べるようになった。</li> </ul>
4 休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロレスごっこなどでいつも技をかける側になっている。</li> <li>・遊びの中で笑い者にしたり、からかったりする。</li> <li>・グループの中で、特定の子もに絡むことが多い。</li> <li>・トイレが騒がしい。</li> <li>・トイレに落書きがある。</li> <li>・教師の視線を追う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びの中で、いつもオニ役など、嫌な役をやっている。</li> <li>・いつも使った物（ボールなど）を片付けている。</li> <li>・いつも長縄を回す役をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちとの会話がなない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちとふざけあっているが口数が少ない。</li> <li>・休み時間前にはなかった衣服の汚れや破れなどがみられる。</li> <li>・他のクラスで過ごしている。</li> <li>・下の学年との付き合いが急に増える。</li> <li>・階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。</li> <li>・休み時間は一人でトイレなどに閉じこもっている。</li> <li>・トイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。</li> <li>・用事がないのに保健室や職員室の周りをうろうろしている。</li> </ul>
5 動、帰りの学級活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もを帰りの会で追求している。</li> <li>・教師が部活動に行くと、妙に静かになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もが、下校時に、他の子どもの荷物を持っている。</li> <li>・特定の子も自転車を他の子どもが乗っている。</li> <li>・何か起こると、いつも特定の子ものせいにされる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の子どもが帰宅する前に一人急いで帰宅する。または、他の子どもが帰るまで帰宅しがない。</li> </ul>
6 清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もの目の前にゴミを捨てている。</li> <li>・特定の子もをほうきで掃くような行為をする。</li> <li>・特定の子もを反省会で責めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも雑巾がけをしている。</li> <li>・後片付けを一人でしている。</li> <li>・教師が不在時に見張りをさせられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もに何をすればいいか教えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机が運ばれないで残っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服が汚れたり、ぬれたりしている。</li> <li>・清掃後の授業に遅刻する。</li> </ul>
7 活動部活動・クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習中に、特定の子もをたびたび批判する。</li> <li>・特定の子もへのパスが集中する。</li> <li>・激しいプレーによる特定の子もへの接触行為が目立つ。</li> <li>・特定の子もが失敗すると笑う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後片付けを一人でしている。</li> <li>・一人だけ別メニューをしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もにパスを回さない。</li> <li>・特定の子もに日程の変更を伝えない。</li> <li>・ペアで練習の時、特定の子もをいつも一人にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子もがさわった道具を他の子がさわろうとしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩中一人でいることが多い。</li> <li>・理由がはっきりしない怪我、あざ、汚れがある。</li> <li>・部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。</li> <li>・急に退部を言い出した。</li> </ul>

## 資料3

## いじめを見つける観点【学校生活上の観点】

	●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
1 周囲との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の子どものマネをしている。</li> <li>・ 特定の子どもの呼び名が変わる。</li> <li>・ 会話の中で暴言がある。</li> <li>・ 学級写真等の顔にいたずらしている。</li> <li>・ 「遊んでいるだけですよ」と言う言葉が返ってくる。</li> <li>・ すれ違いざまに、避難したり、舌打ちしたり、叩いたりする。</li> <li>・ 肩を組む関係に見えないのに、特定の子どもと肩を組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。</li> <li>・ 学級内で問題が生じると、いつも特定の子どもの名前がすぐあがる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ分けで、取り残される。</li> <li>・ 教室内でアイコンタクトをしている。</li> <li>・ すれ違いざまに、距離をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合写真で、特定の子どもの両脇に空間ができる。</li> <li>・ 席替えや班決めで、特定の子どもの隣や近くの席を嫌がられる。</li> <li>・ 特定の子どもの席に誰も座らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交友関係が急に变化した。</li> <li>・ 移動教室の時に、一緒に行く友人が変わる。</li> <li>・ 下の学年との付き合いが急に増える。</li> </ul>
2 身体・服装・様子		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 髪型が変わる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笑っている時の顔が引きつっている。</li> <li>・ 以前より元気がなくなる。</li> <li>・ うつむいていることが多くなる。</li> <li>・ 感情が押さえられなくなる。</li> <li>・ 以前より筆圧が弱くなる。</li> <li>・ 以前より文字が雑になる。</li> </ul>
3 持ち物・金銭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持ち物（靴、上履き、体操着、鞆、傘等）を紛失する。</li> <li>・ 靴箱の上履きやスリッパが移動されている。</li> <li>・ 靴箱がいたずらされる。</li> <li>・ 特定の子どもに関わる掲示物または作品が破損している。</li> <li>・ 持ち物が汚れている。</li> <li>・ 持ち物の目立たないところが壊されている。</li> <li>・ 机の中にゴミがある。</li> <li>・ 机に落書きがある。</li> <li>・ 教科書（ノート、連絡帳等）に本人以外の筆跡がある。</li> <li>・ ペンの欠片等壊された持ち物の一部が教室に落ちている。</li> <li>・ 自転車がパンクしている。</li> <li>・ 納入金等を急に滞納しはじめた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭の貸借のトラブルがある。</li> <li>・ 必要以上のお金を持っている。</li> <li>・ 教室内での盗難等の疑いが掛けられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配布したプリント等が特定の子どもにわたらない。</li> <li>・ 学級委員等に立候補した時に、学級全体で投票しない。</li> </ul>		

	●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
4 言葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちょっと聞いただけでは意味がわからない隠語を多用している。</li> <li>・「キモイ」等の言葉が聞こえてくる。</li> <li>・強い口調で、呼び捨てしたり、不快なあだ名（身体的な特徴、○○菌、蔑称となる動物名）で呼んだりする。</li> <li>・黒板や机等に、あだ名や「○○死ね」等の落書きをされる。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「クラスをかわりたい」「転校したい」「部活動を辞めたい」等話す。</li> <li>・「自分はダメだ」「死にたい」等話すことがある。</li> <li>・他の子どものいじめ被害を話題にするようになる。</li> </ul>
5 教師との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師と視線が合わない。</li> <li>・教師が来ると妙に静かになる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の子どもの悪い所を告げ口する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師が友だちのことを聞くと嫌がる。</li> <li>・いじめられているかどうか確認すると、強く否定する。</li> <li>・教師の質問に対して、あいまいな答えをする、矛盾がある。</li> <li>・いじめを受けているか確認すると、「大丈夫」と明るく振る舞う。</li> <li>・教師と視線が合わない。</li> <li>・教師に妙になつてくる。</li> </ul>
6 ネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔写真、個人情報、誹謗、中傷が書き込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図しない写真が勝手にアップされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループから外される。</li> </ul>		

# いじめを見つける観点

## 学校場面ごとの観点

### 1, 登校, 朝の学級活動

- 通学路のガードレールや壁などに特定の子ども名前が書いてある。
- 他の子どもの鞆を持っている。
- 宿題を見せている。
- 特定の子どもがあいさつしても、周囲が反応をしない。
- 友だちからのあいさつや声かけがない。
- 特定の子どもを追い抜くとき、少し離れて歩いたり、早足になったりする。
- 理由がはっきりしない早い登校が目立つ。
- 始業時刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 友だちと登校していても自分からは話さない。
- 登校後、特別教室や非常口など目立たないところにいることが多い。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

### 2, 授業時間

- その子どもを褒めると嘲笑が起こる。
- クスクスと笑い声が聞こえる。
- 特定の子どもが発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返して起こる。
- 正しい答えをすると、冷やかしやどよめきがあったりする。
- 特定の子どもが発言するとまねをする。
- 特定の子どもが発言すると、シーとやる。
- 教師が板書するとざわつく。

- 特定の子どもが、授業と全く関係のないことを発言している。
- 決められた座席と違う場所に座っている。
- 他の子どもから、発言を強要される。
- 他の子どもから、突然個人名が出される。
- 係決めの時に、仕事の多い役職に指名される。
- 特定の子どもが発表するとしらける。
- 特定の子どもが発表すると無視がある。
- 手紙を回している。
- 特定の子どもが発言すると、誰も反応しない。
- よい発言や行動をしたのに周囲は賞賛や評価をしない。
- グループ活動が成立しない。
- 隣が机を2~3 cm離している。
- 学習態度に変化がある。
- 授業中、集中していない。
- 作業が継続しない。
- 視線が不自然に、合ったり、そらしたりする。
- 課題を出さないようになる。
- 一人で遅れて教室に入ってくる人が多い。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴るまで教室に戻ろうとしない。
- 教員が教室に入室後に、遅れて入室する。  
(教師がいるときに入室する)

### 【物がなくなる】

- 授業開始時、机上や机の周りに学用品などが散らかっている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などの紛失がある。
- 授業道具などの忘れ物が多くなる。
- 配布したプリントをしばしばなくしている。
- 授業で使用する物を必要以上に持ってきて貸している。
- 授業で使用する物を自分は使わず貸している。

### 資料3 いじめを見つける観点一覧

- 授業開始時、机の上や机の周りに学用品などが散乱している。
- 授業道具などの忘れ物が多くなった。
- 無言で食べるようになった。

#### 【体育の時間】

- 激しいプレーによる特定の子どもへの接触行為が目立つ。
- 球技の際に、特定の子どもが失敗すると笑う。
- パスが集中する。
- 着替えの紛失がある。
- 特定の子どもが片付けをしている。
- 重い物、たくさんの物の準備、片付けを一人でしている。
- 自分の体操着を同じくクラスの忘れた子どもに貸している。
- 特定の子どもにパスを回さない。
- 体操服でなく、参加している。
- 更衣室でないとこで着替えている。

#### 3, 給食

- 食べ物にいたずらする、多く盛りつける。
- 弁当の中身をいたずらする。
- 特定の子どもだけが片付けをしている。
- 仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- 自分の座席を他の子どもに譲っている。
- 特定の子どもがいつも飲食物を買いにしている。
- 早食い競争をしている。
- 特定の子どもに食べ物を盛りつけない。
- 特定の子どもに配られないことが多い。
- 特定の子どもがさわった食器をさわりがらない。
- 特定の子どものそばに並ばない。
- グループの子どもが机を 2~3 cm 離して座っている。
- 給食、弁当を一人で食べていることが多い。
- トイレや非常階段などで一人きりで食べている。

#### 4, 休み時間

- プロレスごっこなどでいつも技をかけられる側になっている。
- 遊びの中で笑い者にしたり、からかったりする。
- グループの中で、特定の子どもに絡むことが多い。
- トイレが騒がしい。
- トイレに落書きがある。
- 教師の視線を追う。
- 遊びの中で、いつもオニ役など、嫌な役をやっている。
- いつも使った物（ボールなど）を片付けている。
- いつも長縄を回す役をしている。
- 友だちとの会話がなない。
- 友だちとふざけあっているが口数が少ない。
- 休み時間前にはなかった衣服の汚れや破れなどがみられる。
- 他のクラスで過ごしている。
- 下の学年との付き合いが急に増える。
- 階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもっている。
- トイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- 用事がないのに保健室や職員室の周りをうろうろしている。

**5, 帰りの学級活動, 放課後**

- 特定の子どもを帰りの会で追求している。
- 教師が部活動に行くと, 妙に静かになる。
- 特定の子どもが, 下校時に, 他の子どもの荷物を持っている。
- 特定の子どもの自転車を他の子どもが乗っている。
- 何か起こると, いつも特定の子どものせいにされる。
- 他の子どもが帰宅する前に一人急いで帰宅する。または, 他の子どもが帰るまで帰宅したがる。

**6, 清掃**

- 特定の子どもの目の前にゴミを捨てている。
- 特定の子どもをほうきで掃くような行為をする。
- 特定の子どもを反省会で責めている。
- いつも雑巾がけをしている。
- 後片付けを一人でしている。
- 教師が不在時に見張りをさせられる。
- 特定の子どもに何をすればいいか教えない。
- 机が運ばれないで残っている。
- 衣服が汚れたり, ぬれたりしている。
- 清掃後の授業に遅刻する。

**7, 部活動・クラブ活動**

- 練習中に, 特定の子どもをたびたび批判する。
- 特定の子どもへのパスが集中する。
- 激しいプレーによる特定の子どもへの接触行為が目立つ。
- 特定の子どもが失敗すると笑う。
- 後片付けを一人でしている。
- 一人だけ別メニューをしている
- 特定の子どもにパスを回さない。
- 特定の子どもに日程の変更を伝えない。
- ペアで練習の時, 特定の子どもをいつも一人にする。
- 特定の子どもがさわった道具を他の子どもがさわろうとしない。
- 休憩中一人でいることが多い。
- 理由がはっきりしない怪我, あざ, 汚れがある。
- 部活動の欠席が増え, 理由がはっきりしない。
- 急に退部を言い出した。

## いじめを見つける観点

### 学校生活上の観点

#### 1, 周囲との関係

- 特定の子どものマネをしている。
- 特定の子どもの呼び名が変わる。
- 会話の中で暴言がある。
- 学級写真などの顔がいたずらされている。
- 「遊んでいるだけですよ」という言葉が返ってくる。
- すれ違いざまに、非難したり、舌打ちしたり、叩いたりする。
- 肩を組む関係に見えないのに、特定の子どもの肩を組んでいる。
- ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。
- 学級内で問題が生じると、いつも特定の子どもの名前があがる。
- グループ分けで、取り残される。
- 教室内でアイコンタクトをしている。
- すれ違いざまに、距離をとる。
- 集合写真で、特定の子どもの両脇に空間ができる。
- 席替えや班決めで、特定の子どもの隣や近くの席を嫌がられる。
- 特定の子どもの席に誰も座らない。
- 交友関係が急に変化した。
- 移動教室の時に、一緒に行く友人が変わる。
- 下の学年との付き合いが急に増える。

#### 2, 身体・服装・様子

- 髪型が変わる。
- 笑っているときの顔が引きつっている。
- 以前より元気がなくなる。
- うつむいていることが多くなる。
- 感情が抑えられなくなる。
- 以前より筆圧が弱くなる。
- 以前より文字が雑になる。

#### 3, 持ち物・金銭

- 持ち物（靴、上履き、体操着、鞆、傘など）を紛失する。
- 靴箱の上履きやスリッパが移動されている。
- 靴箱がいたずらされる。
- 特定の子どもの関わる掲示物または作品が破損している。
- 持ち物が汚れている。
- 持ち物の目立たないところが壊されている。
- 机の中にゴミがある。
- 机に落書きがある。
- 教科書（ノート、連絡帳など）に本人以外の筆跡がある。
- ペンの欠片など壊された持ち物の一部が教室に落ちている。
- 自転車がパンクしている。
- 納入金などを急に滞納しはじめた。
- 金銭の貸借のトラブルがある。
- 必要以上のお金を持っている。
- 教室内での盗難などの疑いが掛けられる。
- 配布したプリントなどが特定の子どものわたらない。
- 学級委員などに立候補した時に、学級全体で投票しない。

#### 4, 言葉

- ちょっと聞いただけでは意味がわからない隠語を多用している。
- 「キモイ」などの言葉が聞こえてくる。
- 強い口調で、呼び捨てしたり、不快なあだ名（身体的な特徴，〇〇菌，蔑称となる動物名）で呼んだりする。
- 黒板や机などに、あだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 「クラスを替わりたい」、「転校したい」「部活動を辞めたい」などこぼす。
- 「自分はダメだ」「死にたい」など話すことがある。
- 他の子どものいじめ被害を話題にするようになる。

#### 5, 教師との関係

- 教師と視線が合わない。
- 教師が来ると妙に静かになる。
- 特定の子どもの悪い所を告げ口する。
- 教師が友だちのことを聞くと嫌がる。
- いじめられているかどうか確認すると、強く否定する。
- 教師の質問に対して、あいまいな答えをする、矛盾がある。
- いじめを受けているか確認すると、「大丈夫」と明るく振る舞う。
- 教師に妙になつてくる。

#### 6, ネット

- 顔写真，個人情報，誹謗，中傷が書き込まれる。
- 意図しない写真が勝手にアップされている。
- グループから外される。

平成 年度 学校生活アンケート【 月 日】

年	組	番	氏名						
				<table style="margin: auto; border: none;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">とても悪い状態だ</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">やや悪い状態だ</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">どちらとも言えない</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">やや良い状態だ</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">とても良い状態だ</td> </tr> </table>	とても悪い状態だ	やや悪い状態だ	どちらとも言えない	やや良い状態だ	とても良い状態だ
とても悪い状態だ	やや悪い状態だ	どちらとも言えない	やや良い状態だ	とても良い状態だ					
<p>1 あなたの最近の様子(状態)について教えてください。 (あてはまる数字に○印)</p> <p>(1) 体調は良いですか? ..... 1- 2- 3- 4- 5</p> <p>(2) 眠れていますか? ..... 1- 2- 3- 4- 5</p> <p>(3) 食欲はありますか? ..... 1- 2- 3- 4- 5</p>									
<p>2 学校生活の満足度を10点満点で表し、当てはまる数値に○印をつけてください。</p> <p style="text-align: center;">1-2-3-4-5-6-7-8-9-10</p>									
<p>3 今、あなたが頑張っていることや熱中していること、楽しい時間などについて教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>									
<p>4 今、困っていることや気になっていることがありますか? ○印をつけてください。 【複数回答可】 ①勉強 ②部活動 ③進路 ④友人関係 ⑤いじめ ⑥学級の雰囲気 ⑦家族・家庭 ⑧身体面 ⑨なんとなく ⑩その他( )</p>									
<p>5 4で○をした内容について、<u>書ける範囲</u>で教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内容：</p>     </div>									
<p>6 困っていることや気になっていることなどについて、誰か先生やスクールカウンセラーなどに相談してみたいですか? 下の一つに○印をつけてください。</p> <p>①相談したい ②今は相談しなくていい ③何も困っていない</p> <p>また、相談相手や相談時間、その他何か希望がある人は <input style="width: 50px;" type="text"/> に書いてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>希望：</p>    </div>									
<p>7 その他、何か伝えたいことがあれば下に記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>									
<p>※ 次回このアンケートは 月 日に行う予定です。</p>									

## 平成 年度 いじめアンケート 年 組【 月 日】

このアンケートは、みなさんが学校生活を楽しく送れるようにするためのものです。先生達は、みなさんのことを知って、みなさんが安心して学校生活を送ることができるように助けたいと思っています。このアンケートに書いたことは、他の人に見せたり話したりしないので、安心して書いてください。

1 ○月から○月まで、次のようなことがありましたか。あてはまるものに○印をつけてください。

1	冷やかされたり、からかわれたり、いやなあだなどでよばれたりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
2	たたかわれたり、けられたりなど暴力をふるわれる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
3	持ち物を隠れたり、壊されたりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
4	いやなことや恥ずかしいことや危険なことを無理にさせられる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
5	お金や物を「貸して」、何か食べ物を「おごって」と言われる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
6	無視をされる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
7	仲間はずれにされる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
8	机が運ばれなかったり、持ち物や食器などがさわられなかったりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
9	机を離される。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
10	インターネット上で、悪口を書かれる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
11	インターネット上で、知らないうちに写真や動画をアップされたりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
12	学校にくるのが楽しみですか。 A はい B いいえ C どちらとも言えない

2 今のクラスの雰囲気について、どう思いますか？感じていることを書いてください。

また、あなたが、助けたいと思っている人がいたら、その人の名前を書いてください。

## いつでも いっしょに 考えよう

困ったり悩んだりしていることを相談することは「チクリ」でも、弱いことでも、恥ずかしいことでもありません。友だち関係や学校生活をより良くするための当然の行動です。けれども、先生や親など周りの大人にどうしても言えないと思うときは、一人で苦しまず、ぜひ電話で話をしてみてください。数多くの相談に対応してきた相談員が、あなたの話を親身になって聴き、解決へのよりよい方法を一緒に考えます。

## いつでも相談できます

休日も含め毎日24時間いつでも  
電話できます。



## 相談者の秘密は守られます

「大人に話すと、もっといじめがひどくなる」と心配になることもあるよね。

秘密は守るから安心してね。  
名前や学校名は  
言わなくてもかまわないよ。

相談者のつらさを聴き、  
受け止めます

一方的に「〇〇したほうがいい」と  
というような話はしません  
途中で切りたくなったら切っても  
かまいません。  
気持ちが落ち着いたらまたかけて  
ください。



## どうしたらよいか、一緒に考えます

解決へのよりよい方法や、相談者が今できそうなことを一緒に探しながら考えます。

相談者が希望すれば、責任をもって学校へ連絡をとり、教育委員会が連携しながら  
解決に努めます。

連絡を希望するときは、相談者が安心できるように、学校に伝える内容や伝えた後  
の動きを、前もって電話で打合せをします。



## さまざまな相談窓口

## ○いじめの電話相談窓口

『24時間子供SOSダイヤル』（岩手県教育委員会）

『ふれあい相談電話』（総合教育センター）

『子どもの人権110番』（盛岡法務局）

『ヤングテレフォンコーナー』（岩手県警察本部少年サポートセンター）

『チャイルドライン』（NPO法人チャイルドライン支援センター）

0120-0-78310（24時間、365日）

0198-27-2331（平日9:00~17:00）

0120-007-110（平日8:30~17:15）

019-651-7867（平日9:00~17:45）

0120-99-7777（月~土16:00~21:00）

## ○法務局

人権（いじめも含まれます）に関する問題を解決に導く取組を行っています。

『みんなの人権110番』

0570-003-110

『法務省インターネット人権相談受付窓口』

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

※相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。

○児童相談所 18歳未満の子どもに関する様々な問題について、保護者等からの相談に応じています。

『子ども・家庭テレフォン』（岩手県福祉総合相談センター）

019-652-4152

（月~土・日9:00~22:00、祝日9:00~17:45）

○法務少年支援センター 地域社会の青少年の健全育成のため、少年本人の他、保護者、教員の相談に応じています。

一般相談（法務少年支援センター）

019-647-2205（平日9:00~17:00）

○法テラス岩手 困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を案内してくれます。

050-3383-5546（平日9:00~17:00）

○岩手県弁護士会（法律相談センター）

「子どもの無料法律相談」として、県内の児童生徒を対象に相談を受け付けています。

受付後に担当の弁護士から電話があります。

019-623-5005（平日9:00~17:00）



※いじめ相談電話には、いたずら目的で電話をかけないでね。

## 平成 年度 No 行為を振り返るワークシート

名前	年 組 番：氏名
書いた日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
面談者	

## ◆概要

誰が	
いつ	月 日（ ） 時 分頃
どこで	
誰に対して	
何をどのようにした	
具体的な状況図	

資料 8 指導・援助の記録シート

指導・援助の記録 No

回覧	校長	副校長	主任等	学年主任	担任	閲覧者	記録
児童生徒氏名： ( 年 組 番)							
指導援助日時： 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分							
指導援助場所：							
指導援助者：							
◆実際に行った指導援助◆							
◆児童生徒の様子◆							



<資料9> 啓発資料, 教員研修, 実践資料 ①

啓発	名称	ケータイ&スマホ, 正しく利用できていますか?(高校生版)(2015年版)
	作成者	文部科学省
概要	URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisakumd/1356344.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisakumd/1356344.htm</a>
携帯電話やスマートフォンを賢く安全に使うための、メリットとリスクを正しく認識するための情報や啓発パンフレットが掲載されています。		

啓発	名称	普及啓発リーフレット集
	作成者	内閣府
概要	URL	<a href="http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/leaflet.html">http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/leaflet.html</a>
青少年のインターネットの利用が急速に拡大している一方、その利用は様々な危険と隣り合わせの現状に対し、青少年を守るために、内閣府をはじめ関係省庁や団体では青少年向け、保護者、学校関係者向けに普及啓発リーフレットを作成し、公開している。		

啓発	名称	サイバー犯罪防止広報パンフレット
	作成者	警視庁
概要	URL	<a href="http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/">http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/</a>
「出会い系サイト・コミュニティサイト(SNS、無料通話アプリ等)に起因する犯罪被害の防止」のパンフレットが掲載されています。		

啓発	名称	安心ネットづくり促進協議会
	作成者	同上
概要	URL	<a href="https://www.good-net.jp/">https://www.good-net.jp/</a>
利用者・産業界・教育関係者等が集う組織として、2009年2月27日に設立された団体が運営する。インターネットやスマートフォンの安全な利用に関する情報や啓発資料が掲載されています。		

啓発	名称	ネット社会の歩き方
	作成者	一般社団法人 日本教育情報化振興会
概要	URL	<a href="http://www2.japet.or.jp/net-walk/">http://www2.japet.or.jp/net-walk/</a>
平成28年度にはiOS版アプリ,Android版アプリを開発し、小中高生及び教員、大人向けそれぞれに情報モラルと情報安全について、アニメーションでわかりやすく学べる教材が豊富。		

啓発	名称	「親子で、もう決めましたか?ケータイ・スマートフォンのルール。」
	作成者	一般社団法人 電気通信事業者協会
概要	URL	<a href="http://www.tca.or.jp/">http://www.tca.or.jp/</a>
フィルタリングサービス設定の方法や子どもに携帯を持たせる際の保護者向けチェックシートなどがある。		

啓発 実践	名称	情報・産業教育ウェブ
	作成者	岩手県立総合教育センター 情報・産業教育担当
概要	URL	<a href="http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/moral/index.html">http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/moral/index.html</a>
情報モラル指導指導用に開発した教材やテキスト, マニュアルなど多数。先生のための研修教材や児童生徒のための学習教材, 動画資料など外部リンク集などもある。		

<資料9> 啓発資料, 教員研修, 実践資料 ②

1	名称	いじめの問題に対する施策
	作成者	文部科学省
概要	URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm</a>
<p>「いじめ防止推進法」, 国基本方針, 相談窓口, いじめ問題に対する取組事例集や関係機関との連携通知などいじめの問題に関連する資料がまとめて掲載されています。なお, 平成18年度以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料は, <a href="http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336271.htm">http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336271.htm</a>(文部科学省)にも掲載されています。</p>		

2	名称	校内研修シリーズ
	作成者	独立行政法人 教職員支援機構
概要	URL	<a href="http://www.nits.go.jp/materials/intramural/">http://www.nits.go.jp/materials/intramural/</a>
<p>学校で実施する校内研修を60分と想定し, 20分程度の講義動画が提供されています。この講義動画では, 各テーマについて, 基礎理論または理論的整理と考え方の提示を行っています。校内研修の始めに視聴し, それをふまえた演習・発表を行うことで, 校内研修のさらなる充実を図り, 教員の資質能力の向上を目指します。</p>		

3	名称	いじめに関する校内研修ツール
	作成者	国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター
概要	URL	<a href="http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijimetool/ijimetool.htm">http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijimetool/ijimetool.htm</a>
<p>いじめの問題に教職員全員、学校全体で取り組んでいけるよう、教職員の資質を高めいただく研修会のために作成されたものです。最初に、教職員一人一人に、いじめという問題に対する認識や取組姿勢、日ごろの取組について、改めて自己点検を行っていただいた後、小グループでの話し合い、全体での話し合いを行う中で、教職員全員が共通の認識を持つことができるように工夫されています。</p>		

4	名称	生徒指導リーフ
	作成者	国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター
概要	URL	<a href="http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html">http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html</a>
<p>校内研修等で使いやすいように、見開きのA4版2ページ単位で編集されています。「いじめの理解」、「未然防止」、「警察との連携」、「いじめ防止対応のPDCA」などテーマを細かく分けて掲載されています。いじめ関連の他、「生徒指導って何?」、「特別活動と生徒指導」などのテーマも扱っています。</p>		

5	名称	いじめ対応の手順・留意点
	作成者	秋田県立総合教育センター
概要	URL	<a href="http://www.akita-c.ed.jp/~cijid/ijime%20tezyun%20siryou/ijime%20tezyun%20siryou%20index.html">http://www.akita-c.ed.jp/~cijid/ijime%20tezyun%20siryou/ijime%20tezyun%20siryou%20index.html</a>
<p>教職員間の意見交換を通して「認識を共有」し、「行動の一元化」を目指すための資料です。 資料には仮想の事例が5例あり、それぞれに「解説」があります。事例に対する自分の考えをまとめ、少人数で意見交換をし、全体で「解説」を基に確認するという研修会が実施できます。</p>		

6	名称	いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」
	作成者	東京都教育委員会
概要	URL	<a href="http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2014/02/documents/20o2r506.pdf">http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2014/02/documents/20o2r506.pdf</a>
<p>各学校、学級の実態に応じて、個々の研修プログラムを選択して実施することができます。また、いじめ問題解決の事例集は、「教員研修プログラム」での活用や事例検討などで扱うことができます。</p>		

7	名称	スクールカウンセラー校内研修資料
	作成者	静岡県教育委員会
概要	URL	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kvouiku/kk-060/sc_konai_kensyu.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kvouiku/kk-060/sc_konai_kensyu.html</a>
<p>いじめやアンガーマネジメント、不登校などに関するテーマで、スクールカウンセラーが主となり校内研修をおこなうことができるように資料や進め方が掲載されています。</p>		

<資料10>

学校いじめ防止，対応に関する取組チェックリスト（例）

チェック

組織	1	学校いじめ対策組織の構成員が示されている。		
	2	学校いじめ対策組織の役割が示されている。		
学校いじめ未然防止	3	児童生徒，PTA，地域へいじめの問題への取組や基本方針周知の手立てが示されている。		
	4	いじめの未然防止の取組（啓発活動，授業での取組等）が示されている。		
	5	教職員に対する研修について，内容や実施時期（回数）が示されている。		
	6	いじめの早期発見のための手立ての内容と実施時期（回数）が示されている。		
	7	教育相談体制の充実といじめ相談窓口とその担当者，連絡方法が具体的に示されている。		
	8	児童生徒の自主的な活動の推進について示されている。		
	基本方針	9	定期的なアンケートや教育相談により得た情報及び児童生徒及びその保護者などから寄せられたいじめに関する情報への対応について示されている。	
		10	被害児童生徒及びその保護者への継続的な支援が示されている。	
11		加害児童生徒への指導又はその保護者への助言について示されている。		
12		集団への指導，支援が示されている。		
13		外部機関との連携について示されている。		
14		学校の設置者への報告について示されている。		
重大事態	15	重大事態に対応する組織を設置し，構成員や役割が示されている。		
	16	重大事態（疑いも含む）が発生した場合の対応の流れが示されている。		
取組全体	基本方針	17	自校の基本方針を自校の児童生徒，及びその保護者，地域へ広く周知している。	
		18	学校いじめ対策組織は，組織的対応の中核として機能するような体制となっている。	
		19	基本方針で定めた学校いじめ対策組織の取組を実施している。	
取組全体	共通理解・研修	20	法で規定されている「いじめの定義」について，教職員の共通理解が図られるような取組が行われている。	
		21	いじめに関する教職員の研修を複数回以上実施している。	
		22	アンケート，いじめの通報，情報共有，適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め，教職員の共通理解が図られるような取組を実施している。	
		23	いじめの防止に資する取組が体系的・計画的に行われるよう，その具体的な指導内容の年間計画を作成し，教職員の共通理解が図られるような実施している。	

未然防止	24	いじめの早期発見のための取組（アンケートや教育相談の実施）が計画的に行われている。	
	25	日常的な児童生徒の情報の他、早期発見のための取組によって得られた情報の共有と活用を組織的に図っている。	
	26	保護者に対してもいじめアンケートを計画、実施している。	
	27	校内、校外におけるいじめの相談窓口について、児童生徒、保護者に対し周知を図っている。	
	28	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っている。	
	29	児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりしている。	
	30	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図っている。	
	31	PTAなどの地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けている。	
取組	32	インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施している。	
	33	いじめを発見したり、いじめの疑いがある旨の通報があったりした場合、特定の教員が抱え込むことなく、組織的な対応をしている。	
	34	いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考え対応している。	
	35	いじめている側の児童生徒には、毅然とした態度で指導に当たっている。	
	36	いじめられている児童生徒及びいじめている児童生徒の双方の保護者といじめに係る情報を連絡している。	
	37	教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て対応にあたっている。	
	38	必要に応じて、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図っている。	
	39	学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付けている。	
その他	40	学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行っている。	

このチェックリストは、自校の基本方針およびいじめ防止と事案対処等に関する取組を振り返るために作成しました。

すべての教職員が校内研修や会議等で、又は日常的に自校の取組を振り返り、改善につなげていく資料（例）として各校の実態に合わせ、項目を追加するなどしてご活用ください。

